

9月10日は「下水道の日」

下水道使用料金(1か月あたり・消費税別)

基本使用料		450円
従量使用料 (1㎡につき)	10㎡以下	30円
	10㎡を超え20㎡以下	85円
	20㎡を超え30㎡以下	130円
	30㎡を超え50㎡以下	150円
	50㎡を超え100㎡以下	170円
	100㎡を超え500㎡以下	190円
	500㎡を超えるもの	235円

下水道使用料
下水道の使用が始まると、下水道へ流した汚水の量(使用水量)に応じて下水道使用料を納めることとなります。
例えば、水道水だけを使用している家庭などでは、水道水の使用量が汚水の排出量になり、井戸水など水道水以外を使用している場合の使用料は、使用人数や使用状況により排出量を決定し、計算します。

**雨水貯留・浸透施設
設置奨励補助金制度**
近年、市内でも都市化が進み、特に市街地では、雨水が地中にしみこむ場所の減少により、地表に流れ出す量が増加しています。そこで、雨水の流出を抑制することができ「雨水貯留・浸透施設」を設置することにより、さまざまな効果をもたらすことができます。利用してください。

期待される効果
・雨水を一時的に貯留することにより、河川の急な増水を軽減します。
・雨水を浸透させることにより地下水の増加と河川の負担の軽減が期待できます。
・貯留した雨水を散水・洗車などに利用することができ、水資源の節約になります。

下水道使用料早見表

汚水量	下水道使用料
20㎡	1,620円
30㎡	2,538円
40㎡	3,456円
50㎡	4,860円
60㎡	6,264円
70㎡	7,884円
80㎡	9,240円

(2か月あたり・消費税込)

◆計算例(2か月で40㎡使用した場合)

基本使用料	450円	×	2(月)	=	900円
従量使用料	30円	×	20(㎡)	=	600円
	85円	×	20(㎡)	=	1,700円
消費税					256円
下水道使用料	計				3,456円(消費税込)

*水道水を2か月で40㎡使用した場合には、納めていただく水道料金・下水道使用料は次のようになります。

水道料金	4,635円(口径13mm)
下水道使用料	3,456円
合 計	8,091円(消費税込)

排出汚水量の算出方法

区 分	算 定 水 量
水道水のみ使用	水道の使用水量
井戸水のみ使用 (家事用にかぎる。)	動力式ポンプ使用の井戸の場合 1世帯1人目は……………1か月10㎡ 1人増すごとに……………1か月4㎡を加算 (手動式ポンプ使用の場合は上記の2分の1)
水道水と井戸水を併用 (家事用にかぎる。)	水道の使用水量に、上記の井戸の算定水量の2分の1を加算した水量

補助対象施設と補助金額

補助対象施設		補 助 金 額
区 分	規 格	
貯留槽 (雨水タンク)	容量 200リットル以上	1基あたり22,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浸透ます	内幅20cm以上	1基あたり6,000円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
浸透管	内径5cm以上	1mあたり1,300円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
透水性舗装	路盤材厚10cm以上	1㎡あたり1,100円または設置費用の1/2の額のいずれか低い額
※貯留槽(雨水タンク)、浸透ます、浸透管および透水性舗装の補助金の合計額は、10万円を上限		
浄化槽転用 貯留槽	浄化槽を雨水貯留槽に転用する場合	転用費用の2/3の金額で、10万円を上限とした金額
※補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額		

より、河川の急な増水を軽減します。
・雨水を浸透させることにより地下水の増加と河川の負担の軽減が期待できます。
・貯留した雨水を散水・洗車などに利用することができ、水資源の節約になります。